

## お知らせ

# 医療法人制度改革による 一人医師医療法人の設立について

— 現行制度での事前受付締切は12月5日 —

◇ 医業経営・福利厚生部 ◇

表題に関し、先の国会で成立した改正医療法の中で、医療法人の制度改革として①特別医療法人にかわる社会医療法人の創設、②医療法人の残余財産帰属先の限定、以上の2点が平成19年4月1日から施行されることになりました。

改正の②については、現行では、出資者の退社や医療法人の解散に際しては、出資割合に応じて残余財産の分配ができるとされておりますが、明年4月以降に設立される医療法人については、定款上、残余財産の帰属先（国または地方公共団体、医療法人、厚生労働省令で定めるもの）を選定しなければなりません。

現行の医療法人および明年4月以前に設立される医療法人については、出資持分「有」のまま当分の間経過措置として存続可能となります。

明年4月以前の医療法人設立を検討される場合は、本年12月5日（火）が事前受付の締切日となりますので、道庁医務薬務課まで申請書類を提出していただくことになります。

その後の本申請は、明年1月9日（火）までに所管保健所に提出していただくことにより3月に医療法人設立となり、現行制度の適用となります。

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

### 【お問い合わせ先】

北海道医師会会員課 担当者 若松 Tel. 011-231-1434

## お知らせ

# 日医認定健康スポーツ医制度再研修会開催一覧 (道内開催分のみ)

◇ 産業保健部 ◇

主催者名	開催日時	開催場所	主なテーマおよび講師	単位数	連絡先	備考
札幌市健康スポーツ協議会	平成18年10月11日(水) 18:30~20:00	札幌市医師会館 (札幌市)	・メタボリックシンドロームと運動療法 札幌医科大学附属病院長 島本和明	1	札幌市健康スポーツ協議会 011-611-4181	
北海道医師会	平成18年10月21日(土) 15:00~18:00	札幌全日空ホテル (札幌市)	・一次救命処置と自動体外式除細動器について 札幌医科大学医学部麻酔科 講師 中山雅康  ・健康・スポーツ医学の実践と教育 ～「運動器の10年」運動の推進をめざして～ 東京大学大学院身体教育学講座 教授 武藤芳照	2	北海道医師会 011-231-1726	